

彦根市子ども・若者支援地域協議会 概要

目的

近年、子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻な状況にあります。これまで必ずしも十分には光が当たってこなかったこの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした、発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。

そこで、社会生活を円滑に営む上での困難(子どもの貧困を含む。以下同じ。)を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条に基づき、「彦根市子ども・若者支援地域協議会」を設置します。

- 機能と役割**
- 1 子ども・若者の支援に必要な情報の交換および連絡調整
 - 2 子ども若者の支援に必要な体制の整備
 - 3 子ども・若者の支援に関する調査・研究及び広報・啓発

構成分野

教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用その他子ども・若者の育成支援に関連する分野

組織

代表者会議	所掌事務に関する基本的事項について協議 ・必要な体制の整備に関すること ・基本的な活動方針に関すること ・活動の評価に関すること
実務者会議	当該対象者への支援状況の進行管理 地域の実態把握 関係機関等の役割の明確化および活動状況についての情報交換
個別ケース会議	当該対象者の状況把握と問題点の確認 当該該当者に対する具体的な支援内容の検討 当該対象者に対する支援方針の策定および役割分担の決定、認識の共有

子ども・若者支援調整機関

子ども未来部 子ども・若者課(彦根市平田町 670 番地 TEL:0749-49-2251)

守秘義務

協議会の事務に従事する者または協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[中学校卒業 から 概ね39歳 まで] ニート・ひきこもり・不登校 等	機能対象	≪乳幼児期 から 大学生ぐらいまで≫ 子どもの貧困 等
--	-------------	--------------------------------